

南部町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

南部町教育委員会

# 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

南部町で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

### (2) 南部町の現状

- 南部町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「南部町立学校における働き方改革プラン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.8時間	22.4%	0%
中学校	月68.4時間	47.8%	30.5%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で50%近くと多くなっている。中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

## 2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【12日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる。【9. 2%】

### **3. 計画の期間**

令和8年度

※南部町立学校における働き方改革プランの期間に合わせてこととし、次回更新時は期間を3年間とする。

### **4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### (i) 学校以外が担うべき業務

###### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

###### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### (ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

###### ○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・令和8年度からICT支援員を配置し、教職員の業務負担を軽減させる。

###### ○校舎の開錠・施錠

- ・令和8年度からICカードで鍵の施錠・開錠ができる電気錠を導入し教職員の鍵管理の効率化を図る。

##### (iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

###### ○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する、スクールサポートスタッフを全校に配置

する。

- ・ I C T等の活用により、授業準備や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、スクールサポーターを全校に配置し教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を毎週水曜日に設定するよう推進し、長期休業等の期間中に年間4日以上の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し毎年度、南部町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入する勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。